

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～

No.107 (不定期刊)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職



半導体自給率の不都合な真実

「カネはあるけど技術はない」——。このように揶揄される中国の半導体産業。巨大投資計画や政策的後押しが日々伝えられるが、一方で計画頓挫や破産などのニュースも相次ぐ。果たしてその実態は、

★ ★ ★ ★ ★

中国政府は技術の国産化推進に躍起だが、半導体自給率は15.7%（19年）にとどまる。20年目標の40%達成は絶望的で、25年目標の70%もハードルが高い。そもそも19年実績の15.7%は、TSMC、サムスン電子、インテルなど「外資系の中国工場」を含んだ数字。純粋な「中国資本企業」の製造、すなわち厳密な意味での自主製造率は6.1%に過ぎない。

それでも中国は前向きだ。業界全体で、炭化ケイ素（SiC）や窒化ガリウム（GaN）などを使用する第3世代半導体への注力姿勢を強めている。同半導体は高い電圧、周波数、温度で作動させることができ、5G向けRF（無線周波）部品やLED（発光ダイオード）などへの用途開発が進んでいるという。

技術の世代交代が「後発組」の中国に有利に働く可能性もある。半導体チップに搭載されるトランジ

スタ素子数が約2年で倍増する「ムーアの法則」。その技術の主役が、回路線幅を細くする「微細化」から、チップ1個当たりの素子数を増やす「立体化」に移行しようとしている。立体化であれば「（蘭ASMLの）極端紫外線（EUV）を使った最先端の技術でなくても、高性能半導体を作る道が開ける」（日本経済新聞電子版10/12付より）という。

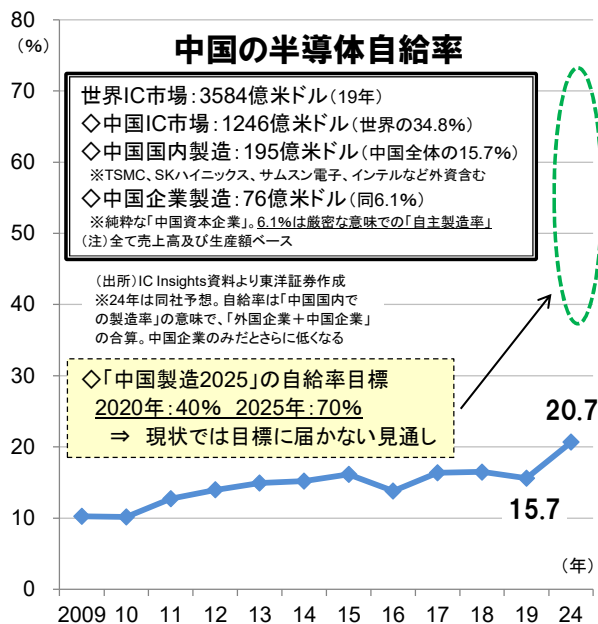
一方、カネ周りでつまづく企業も多い。湖北省武漢の弘芯半導体製造（HSMC）は経営危機に陥り、今年11月に武漢市政府に接収された。同社は17年、1280億元を投じて中国最先端のファウンドリーを立ち上げると豪語していた。投資規模100億米ドルとされた格芯集成电路製造（四川省成都）のプロジェクトはすでに2年半も停止状態にあり、工場はSKハイニックスのOBが率いる企業に売却された。

18年10月創業の坤同半導体科技（陝西省）はフレキシブル半導体関連で400億元規模の投資計画を立てたが、用地取得の段階でつまずき、今年年初から給与未払いが続いているという。30億米ドル超の投資計画で15年に成立した南京徳科碼半導体科技（TACOMA）は、資金不足で清算状態に陥っている。

★ ★ ★ ★ ★

工業情報化部の副部長は11月28日に開催されたフォーラムで、「以前は鉄鋼、セメント、電解アルミなどの分野で重複建設と過剰生産能力の状態があった。現在は半導体チップの分野で盲目的投資と“爛尾”（未完成で放置された）プロジェクトが現れている」と切り捨てた。社名に「芯片（チップ）」を冠した企業は今年だけで1万2470社が誕生したという。

中国の起業熱は半端ない。レッドオーシャン市場にも果敢に乗り込んでいく。背景にあるのは「バス（成長チャンス）に乗り遅れるな」「アイツにできるのならオレもできるはず」という都合のいいノリや根拠不明な自信。カネや技術も重要だが、もっと必要なのは理性的な思考と冷静な判断力かもしれない。



文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役職員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 12 月 2 日
審査部審査済